



11月は児童虐待防止推進月間です。

## 児童虐待とは・・・

### 身体的虐待

なぐ け たた おぼ 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、  
重い病気になっても病院に連れて行かない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、  
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

## 乳幼児揺さぶられ症候群

### 赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる  
子どもがいたら。

ご自身が出産や  
子育てに悩んだら。

子育てに悩む  
親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



お住まいの地域の児童相談所につながります。 ※一部のIP電話からはつながりません。  
※通話料がかかります。

市 子ども相談室 22-2267